

令和8年4月1日

事業者の皆様へ

契約検査課長

押印を省略できる見積書について（通知）

大館市における契約手続において、押印を省略できる見積書の範囲を次のとおり拡充します。

記

1 押印を省略できる見積書

令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から
○契約書・請書を省略することが確実な契約に関する見積書	①契約書・請書を省略することが確実な契約に関する見積書 ② 見積書提出者の任意様式による見積書 ※②については、契約書・請書の有無にかかわらず、見積書の押印省略可。 ※次に掲げる見積書は、引き続き押印を要します。 ・市の様式に沿うもの ・市販されているもの ・すべて手書きによるもの など

※**入札書、委任状については、従来どおり押印が必要**となります。

2 真正性の確認

当該書類の真正性を担保するため、市で受領する際に真正な相手からの提出であることを確認します。

3 書類について

- (1) 従来どおり押印した書類であっても提出は可能です。
- (2) 押印して提出された書類について、差替えの必要はありません。
- (3) 書類の訂正があった場合は、原則、再提出とします。

4 取扱い開始日

令和8年4月1日

※ 見積書の提出日が令和8年3月31日までのものはこれまでと同様の取扱いとし、提出日が4月1日以降のものは、この通知による取扱いとします。

【問い合わせ先】 大館市総務部 契約検査課契約係

電 話（直通） 0 1 8 6 （ 4 3 ） 7 0 3 9

F A X （代表） 0 1 8 6 （ 4 9 ） 1 1 9 8